

吉野川市災害廃棄物処理計画改訂支援事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

徳島県 吉野川市

環境局 事業推進課

## 1. 業務の目的

吉野川市（以下「本市」という。）は、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するために必要な事項をあらかじめ定め、災害時においても地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与することを目的に「吉野川市災害廃棄物処理計画（Ver.1）」（以下「現計画」という。）を平成30年3月に策定した。

一方で、災害発生時には大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管・分別する仮置場を選定して迅速な処理を行う必要があるが、仮置場開設までの調整や物資確保等に時間を要してしまい、初動対応として仮置場が機能せず、復旧・復興の妨げになることが近年の災害事例における課題の一つとなっている。

また、仮置場の選定に際し、周辺道路幅や搬入出口の形状などが考慮されておらず、災害廃棄物の搬出に使用する大型車両の搬入ができないことなどによって、災害廃棄物処理の完了が遅れる事例も見受けられることから、様々な条件を鑑みて有効な仮置場候補地を選定することが非常に重要である。

したがって、本市が被災地となり、大量の災害廃棄物が発生した場合に、有効な仮置場を選定することができるよう、仮置場の選定条件を整理するとともに一次仮置場候補地の評価基準を設定し、事前にリストアップした仮置場候補地の現地調査を実施して有効性を評価した基礎資料を作成する。また、吉野川市環境センターの稼働を機に、これまでの基礎資料に加え、災害発生時の初動対応及び事務処理に係る事項等もとりまとめ、「吉野川市災害廃棄物処理計画資料編」を策定する。また、現計画策定後に発生した災害による最新の知見等に加え、国の災害廃棄物対策指針や各種通知・関係法令、県上位計画等の改定内容との整合をとり、より実効性の高い計画にすることを目的に現計画を改定する。

## 2. 業務概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 業務名    | 吉野川市災害廃棄物処理計画改訂支援事業                            |
| (2) 業務内容   | 別紙仕様書参照  |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和8年12月31日まで                            |
| (4) 事業費限度額 | 本業務の事業費の限度額は3,899,500円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）とする。 |

## 3. プロポーザル選定委員会の設置

受託予定者の選定にかかる評価は、吉野川市プロポーザル方式による受託者選定手続に関する要綱第5条に定める選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

## 4. 参加資格

このプロポーザルの参加者は、次に示す条件をすべて満たすものとする。

- (1) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業とする。
- (2) 吉野川市プロポーザル方式による受託者選定手続に関する要綱第7条の定める参加資格要件等を満たすものとする。

## 5. 選考スケジュール

別紙の手続きの流れのとおり。

## 6. 提案書等の提出

参加者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。

- (1) 提出期間 別途記載のとおり
- (2) 提出場所 〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1  
吉野川市市民部 環境局 事業推進課  
担 当：松原・藤川  
電 話：0883-22-2287  
ファクシミリ：0883-22-2247

- (3) 提出方法 持参または郵送（書留等の配達記録が残るものに限る）とする。

※なお、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

### (4) 提出書類

提出書類は次の表のとおりとする。提案書類は日本工業規格によるA4版の規格で作成すること。

なお、参加者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問わない。

プロポーザルの実施事項及び日程

	実施事項	注意事項	日程（令和8年）
1	実施要領の公告		1月21日（水）
2	プロポーザル参加申込書の受付	○提出書類 ①プロポーザル参加申込書 （様式第1号） ②会社概要 （様式第2号） *必要に応じてパンフレットなど	1月21日（水）から 2月10日（火）まで
3	質問書の提出期限		1月30日（金）まで
4	質問に対する回答		2月6日（金）
5	業務提案書等及び見積書の提出	○提出書類 ①プロポーザル届出書 （様式第4号） ②業務実績書 （様式第5号） ③配置予定技術者調書 （様式第6号） ④実施体制調書 （様式第7号） ⑤業務の実施方針 （様式第8号） ⑥業務スケジュール （様式第9号） ⑦技術提案 （様式第10号）	3月9日（月）まで

		⑧見積書 (任意様式)	
6	プレゼンテーション参加要請書		3月13日(金)
7	プレゼンテーション実施		3月19日(木) 予定
8	受託候補者の選定結果通知		3月25日(水) 予定
9	受託候補者との契約内容に関する協議		3月26日(木) から 3月30日(月) まで
10	契約の締結		協議終了後

## 7. 選定方法

### (1) 選定について

選定は提出書類及びヒアリングにおいて、評価・選考を行う。

### (2) 選考における評価指標

別添「評価指標」のとおり

### (3) ヒアリング(プレゼンテーション)について

○実施日：令和8年3月19日(木)を予定

(※変更になる場合は令和8年3月上旬までに参加者にご連絡します。)

○会場：別途連絡

○出席者：4名以内(※本業務に携わる予定技術者を含むものとする。)

○審査内容

20分以内のヒアリングの後、提出書類の内容に係る質疑応答(15分程度)を行う。

なお、参加者ごとの開始時間は別途連絡する。

また、ヒアリングの場において、参加者名を特定できる内容の表現は行わないこと。

### (4) その他

選定委員会での選考は非公開とする。

## 8. 結果の通知

採用した業務提案書の提案者に対し提案書採用通知を、採用されなかった業務提案書の提案者に対し提案書不採用通知を、それぞれ書面により通知する。

不採用通知を受けた者は、通知した日から起算して7日(休日は含まない)以内に、書面により不採用理由について説明を求めることができる。なお、審査結果に対する異議申立てや審査に関する資料開示については、一切受け付けない。

## 9. 契約の締結

本業務の受託予定者に選定された参加者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

なお、受託予定者が何等かの理由により契約を行えなかった場合、次点の参加者を受託予定者とする。

## 10. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリングに参加しなかった場合
- (6) 提案に対して談合などの不正行為があったとき
- (7) 前号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為、選定委員会が失格であると認めた場合

#### 11. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 本業務に携わる予定技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）は、各書類提出日以前に参加者と1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。また、本市と契約を締結した参加者は、予定した技術者等を配置するものとし、当該技術者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除きこれを認めないものとする。
- (3) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し換え及び再提出は原則認めない。
- (5) 提出された企画提案書等の返却はしない。また、提出された提案書は、業務目的以外のものには使用しない。